タクシ行商ヲ許ス事ニ運動ノ合組合ヲ組織セントスルモノアリ

一常役ヲ設ケ、ソノ役ヲ全ク掛ケ離レタル一人員ヲ以テ組合ハ

ハイロイトヲ許ニ行置時期ヲ設ケ職ヲ削減シ其ノ一業務

ヲ開催シ委ノ回二ハ部落共ニ○ヲ要スルヨウ部落別ニ

組織ヲ変更シ力ヲ集中シ組織ヲ強化スル事ニ六月一日ヨリ

ヤハイロイト許ヲ以テ組織ヲ強化スル事ニ動力ヲ主ノ連合組織ハ

部織組ノ名ヲ吉村ノ連合会ヲ以テ大阪府ヲ中心トシ各地ノ吉村合組谷

吉米　金五　車主

吉村參拾壹戸

ヲ以テ組織シ各地ノ連絡ヲ図ル事ニ決シ

一、組織ノ名称ハ大阪府自動車運転手組合トシ

一、組織ノ目的ハ組合員ノ福利増進ヲ図ルヲ以テ目的トス

一、組織ノ区域ハ大阪府下トス

一、組織ノ事務所ハ大阪市東区内本町橋詰町一番地ニ置ク

一、組織ノ会員ハ大阪府下ニ於ケル自動車運転手ヲ以テ組織ス

一、組織ノ会員ハ毎月金壹圓ヲ納入スルモノトス

一、組織ノ役員ハ左ノ通リ

委員長　吉村米吉

副委員長　金五車主

委員　吉村參拾壹戸

一、組織ノ会計ハ委員長ニ於テ之ヲ掌理ス

一、組織ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

一、組織ノ会計監査ハ委員ノ内ヨリ二名ヲ選挙シ之ヲ監査セシム

一、組織ノ会計ハ毎年四月ト十月ノ二回ニ於テ之ヲ監査シ其ノ結果ヲ会員ニ報告スルモノトス

一、組織ノ会員ニシテ左ノ場合ニハ除名スルモノトス

(イ)会員ニシテ会費ヲ三箇月以上滞納シ督促ニ応ジサル者

(ロ)会員ニシテ組織ノ名誉ヲ毀損シ又ハ組織ノ目的ニ違反スル行為アリタル者

(ハ)会員ニシテ組織ノ決議ニ違反シ又ハ組織ノ秩序ヲ紊シタル者

一、組織ノ会員ニシテ左ノ場合ニハ脱退スルモノトス

(イ)会員ニシテ自己ノ都合ニヨリ脱退ヲ申出デタル者

(ロ)会員ニシテ死亡シタル者

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ既納ノ会費ヲ返還セス

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ財産ニ対シ何等ノ権利ヲ有セス

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ義務ヲ負ハス

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ名称ヲ使用スルヲ得ス

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ印章ヲ返還スヘシ

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ書類ヲ返還スヘシ

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ帳簿ヲ返還スヘシ

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ金銭ヲ返還スヘシ

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ物品ヲ返還スヘシ

一、組織ノ会員ニシテ脱退シ又ハ除名セラレタル者ハ組織ノ権利ヲ放棄スヘシ